

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県早島町長

## 公表日

令和8年2月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。</p> <p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務</li> <li>・施設等利用給付認定に関する事務</li> <li>・保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務</li> <li>・保育所等の入退所管理に関する事務</li> <li>・世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務</li> <li>・給付費の決定、支給に関する事務</li> </ul> <p>なお、保育所の入所に関する申請については、窓口・郵送での書類の受付のほか、サービス検索・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。</p>
③システムの名称	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別の127の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供】なし</p> <p>【情報照会】155の項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号</p> <p>【情報提供】なし</p> <p>【情報照会】59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前湯360番地1 TEL086-482-0611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前湯360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	新規作成			事後	対象者が1000人以上となった
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別
令和3年8月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別
令和3年8月6日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別
令和3年10月15日	I-1 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設型利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に基づき、保育所(園)に入所	事前	
令和3年10月15日	I-1 ②事務の概要	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】なし	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】なし	事前	
令和3年10月15日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】なし	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】なし	事前	
令和3年10月15日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和3年10月15日 時点	事前	
令和3年10月15日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和3年10月15日 時点	事前	
令和5年6月28日	I-1 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設型利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和5年6月28日	I-1 ③システムの名称	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを
令和5年6月28日	I-1 ②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に基づき、保育所(園)に入所	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・	事後	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを
令和5年6月28日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年6月28日 時点	事後	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを
令和5年6月28日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年6月28日 時点	事後	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを
令和6年8月15日	I-5 ①部署	健康福祉課	こども未来課	事後	令和6年4月からの担当部署の変更
令和6年8月15日	I-5 ②所属長の役職名	健康福祉課長	こども未来課長	事後	令和6年4月からの担当部署の変更
令和8年1月26日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	番号法第9条第1項 別表の127の項【情報照会】155の項	事後	法律の改正による
令和8年1月26日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】116の項	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表【情報提供】なし【情報照会】155の項	事後	法律の改正による
令和8年1月26日	IV-8. 人手を介在させる作業		十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事後	様式変更による
令和8年1月26日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	事後	様式変更による
令和8年1月26日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月28日 時点	令和8年1月26日 時点	事後	